

## 【夏合宿 第3問】

### 〔小問1〕

甲・乙・丙は事業所や営業所を中心に窃盗を繰り返していた者たちである。その手口は、金庫破りを得意とするリーダー格の甲を中心に、乙・丙はそのサポートするというものがあった。3人の盗品の取り分は、まず全体の半分を甲が取り、残りを乙・丙で半分ずつに分けていた。

3人は次の窃盗場所として TDK 運送八王子営業所に狙いを定めていた。というのも、同社は2015年7月に運送トラックが事故を起こした関係で一時営業を停止しており、営業所への人の出入りがほとんどなかったためである。3人は、丙が車の運転と営業所の外の見張り役、乙が営業所内の物色、甲が営業所の金庫をこじ開けるという分担をし、綿密な犯行計画を立てた。しかし、「金持ちの金品しか盗まない」というポリシーを持つ丙は、倒産の危機に瀕している営業所を対象とした本計画の実行に乗り気ではなかった。

2014年9月13日午後10時ころ、3人は計画を実行するため自動車で営業所へ向かったところ、営業所に明かりが灯っていたため、一旦引き返し、計画の実行を深夜に変更することにした。3人は車内で入念に計画を確認しあっていたものの、丙は、引き返す際に明かりがついている営業所と従業員らしき人を実際に目の当たりにしたことも相まって、「金に苦しんでいる人から盗みをしてよいのだろうか」と、良心の呵責を感じていた。

翌14日の午前2時ころ、3人は計画を実行に移した。丙は車を営業所脇の路地に停車させ、甲・乙は営業所の敷地へ向かった。計画通り見張りをしていた丙は、現場の営業所付近に人影を認めた。そこで丙は、「やはりこんな盗みはだめだ。今ならこれを名目にして計画を止めることが出来るかもしれない。」と決意した。そして、丙は乙に電話をかけ「人がいるぞ。今日の計画はやめにして早く車に戻ってきた方がいい。」と告げたところ、乙は「中は大丈夫そうだから、もう少し待ってくれ。」などと言い応じなかった。そこで、丙は「こんな盗みはだめだ。俺は先に帰る。」と告げて一方的に電話を切り、自動車で現場から立ち去った。甲・乙はこの地点では営業所の敷地外から侵入のタイミングをうかがっていただけで、何ら犯行に着手していなかった。丙からの予定外の電話に一瞬動揺した乙であったが、甲に「丙は降りるみたいだ。」と伝えたところ、甲は「今回、丙は最初から乗り気じゃなかったからな。車は俺でも乙でも運転できる。じゃあ、始めるか。」と返答し、営業所の敷地へ侵入した。甲・乙は、丙が当然に逃走用の自動車を残して立ち去ったと勘違いしていた。甲・乙は営業所の中に侵入し、当初の役割通り甲が営業所1階の金庫破りに着手し、乙は営業所内を物色し金目の物を探した。乙が営業所の2階を物色中、ふと外を見ると逃走用の自動車が停車していないことに気が付いた。気が動転した乙はすぐに甲のもとへ行き、「車が無い。丙にしてやられた。撤収だ。」と叫んだ。計画は頓挫し、甲・乙は何も窃取することなく営業所から逃走した。

丙の行為の罪責を検討せよ。

### 〔小問2〕

窃盗計画が中止になっただけでなく逃走手段を奪われ、危うく逮捕されるところであった甲・乙は、丙に対し激しい怒りを覚えた。甲は「丙にはヤキを入れなければならない。」と乙にいい、乙もそれに同調した。計画失敗の翌日である同年9月15日午後8時30分ごろ、甲・乙はとある公園駐車場に丙を呼び

出した。自動車で丙がやってくると、甲はすぐに運転席の丙に対し顔面を手拳で数回殴打し、同人を車外に引きずり出した。その後、甲・乙は丙の頭部及び顔面等を足蹴にし、その頭部を手拳で殴打するなどの傷害を負わせた。(第1暴行)

甲・乙は暴行を続けても丙は一向に反撃をしなかった。そして、丙は甲・乙に対して時折「済まなかった」と息も絶え絶えに謝罪を繰り返していた。乙は次第に、自分たちの暴行がやりすぎではないかという心境を抱き、甲が車から水を取りに言っている間に、丙に対して「大丈夫か」と問いかけた。この様子を見ていた甲は、乙が勝手なことをしていると腹を立て、口論になり、いきなり乙の左顔面を一発殴打した。乙は脳震盪によりその場で失神した。

甲の丙に対する怒りは収まるどころか増大し、乙を置いてさらに公園の奥に移動し、同日9時ごろ再び、丙の顔面を手拳で殴打する等の傷害を加えた。(第2暴行)

丙は、①上顎左右中切歯亜脱臼、②顔面挫傷・左頭頂部切傷、③頸部挫傷・左右大腿挫傷の傷害を負った。①の傷害については第1暴行により生じたものであるが、②③の傷害については第1・第2いずれの暴行によるものか、両者相まって生じたものであるか、その特定は困難である。

甲・乙の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成21年6月30日第三小法廷決定  
福岡高裁昭和28年1月12日判決  
名古屋地裁平成14年4月16日判決  
名古屋高裁平成14年8月29日判決

問題発表日	検察提出締切	弁護提出締切	検察反尋締切	ディベート日
8/9	8/23	8/30	9/3	9/13